

年金の話

年金の「繰上げ支給」について

「年金を、すこしでも多く、早い時期から受け取りたい。」と思われる方の選択肢!

① 年金はいつから受給できるのか?…支給開始年齢

「退職共済年金」は本来65歳から支給されますが、制度の経過措置として、一定の支給要件を満たす方については生年月日により、60歳から「特別に」年金の一部が支給されます(特別支給の退職共済年金)。この支給される部分は段階的に繰り延べられていきます(＜表1＞を参照)。

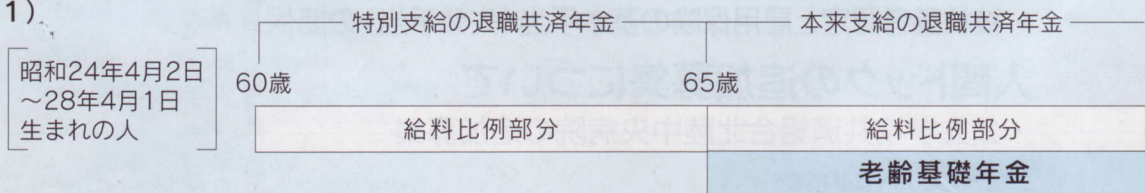
65歳になると、年金の支給が「退職共済年金」は共済組合から、「老齢基礎年金」は日本年金機構からと2カ所から支給されます。

＜表1＞ 生年月日による『特別支給の退職共済年金』(給料比例部分)の支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢	生年月日	支給開始年齢
S28.4.1以前生まれ	60歳	S32.4.2～S34.4.1	63歳
S28.4.2～S30.4.1	61歳	S34.4.2～S36.4.1	64歳
S30.4.2～S32.4.1	62歳		

(例)「昭和24年4月2日～28年4月1日生まれ」の方は60歳から64歳までは共済組合からの『特別支給の退職共済年金』(給料比例部分)のみが支給され、65歳からは共済組合からの退職共済年金と日本年金機構(旧社会保険庁)からの老齢基礎年金が支給されます。

(図1)



上記＜表1＞生年月日による『特別支給の退職共済年金』(給料比例部分)の支給開始年齢を見ていただくと、『特別支給の退職共済年金』(給料比例部分)の支給も生年月日によって段階的に繰り延べられ、昭和36年4月2日以降生まれの方になると、65歳までは全く支給されなくなってしまうということがお分かりいただけると思います。

② 年金を少しでも多く早めに受給したい!…繰上げ支給

「65歳まで『特別支給の退職共済年金』の額でやりくりするのは辛い」、「退職後の生活設計上、少しでも多く早めに年金を受給したい」等の希望がある場合は、支給開始時期を繰り上げることができます(繰上げは60歳以降65歳に達する月の前月まで可能です)。

ただし、本来の年金額から繰上げ期間に応じて1ヶ月あたり0.5%の減額がされ、その減額は生涯続き、一度繰上げ請求すると取消できないという注意点があります(減額は60歳から65歳に達する月の前月までの最長期間を繰り上げたとして、12ヶ月×5年=60月 0.5%×60月=30%が最大となります)。

1 昭和24年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた人

65歳から支給される「老齢基礎年金」を繰り上げて請求できます。

この制度は「繰上げ受給の申し出をされた翌月から」繰上された「老齢基礎年金」を受けることができます(日本年金機構に直接請求します)。

＜繰上げ支給の計算式＞

$$\text{繰上げ老齢基礎年金の額} = \text{老齢基礎年金額} \times (1 - 0.5\% \times \text{繰上げ月数} \text{※注1})$$

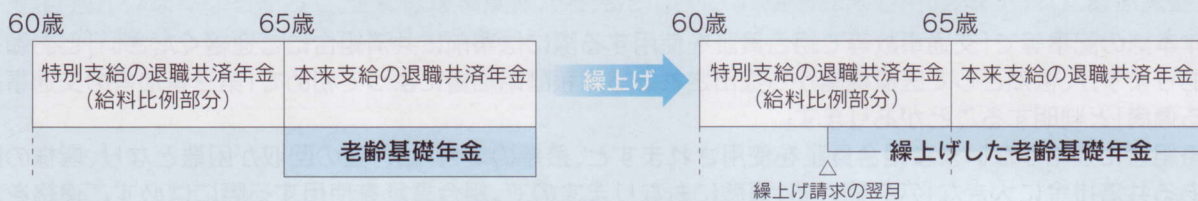
※注1 繰上げ月数:繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

本来支給される

$$\text{老齢基礎年金の額} = 792,100\text{円} \times \text{加入月数} \text{※注2} \left(\frac{\text{月}}{480\text{月}(40\text{年})} \right) \div 20\text{歳から60歳までの月数}$$

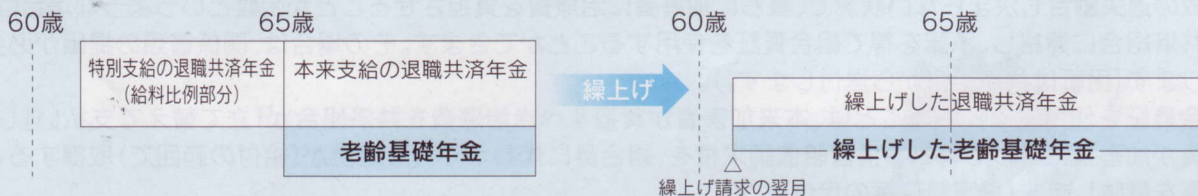
(平成23年度水準額)

※注2 加入月数:組合員期間のうち老齢基礎年金の額の算定の基礎となった月数



2 昭和28年4月2日以降に生まれた人

「特別支給の退職共済年金」(給料比例部分)の支給開始年齢が徐々に引き上げられる方や、「昭和36年4月2日以降生まれ」の65歳まで全く年金の支給がない方には、「退職共済年金」を繰り上げて請求するという選択もあります。この場合には「老齢基礎年金」の繰上げ請求も同時に行わなければなりません。



『繰上げ支給』選択の注意点

- ① 一度請求すると、後日取消はできません。
- ② 一度受取開始した年金の減額割合は生涯変わりません。
- ③ 遺族厚生(遺族共済)年金受給者が、老齢基礎年金を繰上げ請求した場合、遺族厚生(遺族共済)年金は65歳になるまで支給停止になります。また、繰上げ請求した後に遺族厚生(遺族共済)年金が受給可能となったときには、65歳までどちらかの年金を選択することになります(65歳からは両方受給できます)。
- ④ 繰上げ請求した後に、障害を負って程度が重くなったとしても障害基礎年金は受給できません。
- ⑤ 繰上げ請求した後は、退職共済年金の障害者特例措置は非該当となります。
- ⑥ 「繰上げ支給」決定後に、他の公的年金加入の期間が判明しても、繰上げ請求を取り消すことはできません。
- ⑦ 被扶養者の認定に注意

60歳以上の年金受給者の場合、年金等の収入が180万円未満ならば、家族の加入する健康保険の被扶養者となることもできますが、「年金の繰上げ」を選択したことにより、180万円を超える収入となった場合は被扶養者になれません。そのため、自分自身で国民健康保険に加入することになり、保険料を負担しなければならなくなるという思いがけない結果になることもあります。十分注意してください。